

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「制度」という。）の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0331第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところである。今般の「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第73号。以下「改正省令」という。）の公布に伴い、局長通知についても別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

改正の趣旨及び経過措置は下記のとおりであるので、貴職におかれては、これを御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

1 改正の趣旨

今回の局長通知の改正は、改正省令の趣旨及び内容を受けたものであり、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会における議論を踏まえ、特定行為研修のより効率的な実施について具体的に整備したものである。

主な改正点は、学習内容の重複等を整理し科目横断的に学ぶことなどにより、研修の内容及び時間数の精錬化を図るとともに、特定行為研修修了者の現場での活用に資すると考えられる領域において、実施頻度の高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とするものである。

2 経過措置

- (1) 改正後の局長通知の第2の5.(1)並びに別紙3から別紙5まで及び別紙7にかかわらず、令和元年11月30日までの間は、改正前の局長通知により指定の申請を行うことができる。
- (2) 平成31年4月26日に現に指定研修機関の指定を受けているものは、改正後の局長通知の第2の5.(5)並びに別紙3から別紙5まで及び別紙7にかかわらず、令和元年11月30日までの間は、改正前の局長通知により特定行為区分の変更(新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときに限る。)の申請を行うことができる。
- (3) 平成31年4月26日に現に指定研修機関の指定を受けている者及び(1)、(2)により指定研修機関の指定又は区分の変更の承認を受けた者が行う特定行為研修については、改正後の局長通知の第2の5.(1)並びに別紙3から別紙5及び別紙7にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。なお、局長通知の改正時点において現に指定研修機関であるものが、共通科目及び既に指定・承認を受けている特定行為区分について、学ぶべき事項、時間、研修方法、評価方法を改正後の局長通知の別紙3から別紙5及び別紙7に応じ変更する場合は、令和5年3月31日までに様式8により変更の届出を行うこと。
- (4) 改正省令の別表第4の備考第5号に関連し、平成31年4月26日に現に指定研修機関の指定を受けているものが、新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴わずに、別紙6に示す「厚生労働大臣が適当と認める場合」の研修を実施する場合には、改正後の局長通知の5.(1)(⑧を除く。)並びに別紙3から別紙5及び別紙7にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。なお、この場合、令和5年3月31日までに様式8により変更の届出を行うこと。
- (5) (2)については、令和元年8月に指定研修機関として指定されるものにも適用すること。また、(3)及び(4)については、令和元年8月又は令和2年2月に指定研修機関として指定されるもの及び特定行為区分の変更の承認を受けるものにも適用すること。